

新潟市旧齋藤家別邸条例に基づく処分に係る
審査基準及び標準処理期間を定める要綱

新潟市旧齋藤家別邸条例（平成２３年新潟市条例４６号。以下「条例」という。）に基づき実施機関が行う処分に係る審査基準及び標準処理期間を次のとおり定める。

処分等	審査基準	標準処理期間 （日）
旧齋藤家別邸利用許可	条例第７条	10
旧齋藤家別邸利用変更許可	条例第７条	7
旧齋藤家別邸観覧料等の納付期日の指定	・国又は地方公共団体が観覧・使用する場合 ・その他指定管理者が特に必要があると認める場合	7
旧齋藤家別邸観覧料等の免除	条例施行規則別表第２（第９条関係）	7
旧齋藤家別邸観覧料等の還付	条例施行規則別表第３（第１０条関係）	7

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。